

令和3年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年4月27日（火） 午前8時55分～12時10分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、棚町主査、中村主任

議事録署名委員（6番 松田 健 委員、7番 樋ノ口 正信 委員）

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（5件）について

日程第2 報告議案第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分（1件）について

日程第3 報告議案第10号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し（6件）について

日程第4 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（5件）について

日程第5 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（4件）について

日程第6 議案第24号 非農地証明願（3件）について

日程第7 議案第25号 農用地利用集積計画案（3件）について（新規1件・継続2件）

日程第8 議案第26号 農用地利用集積計画（一括方式）案（15件）について（新規15件）

会議の概要

局長

皆様、おはようございます。総会が始まる前に、4月の人事異動によりまして、事務局も新体制になりましたので、農業委員会事務局の転入された方々それぞれ自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局異動者挨拶)

局長

本日は、開会に先立ちまして、令和3年度の農業振興に関する重点施策等について、農政課の皆様に、ご説明をお願いしております。4月の定期異動がございましたので、まずは職員の紹介をしていただき、その後ご説明していただきたいと思います。農政課の皆様よろしくお願ひします。

農政課長

(職員紹介及び説明)

局長

どうもありがとうございました。何か質問等はありますか。

農政課職員

(質問等に関する回答終了後)

局長

農政課の皆様、ありがとうございました。

(農政課職員退席)

局長

ただ今から、令和3年第4回いちき串木野市農業委員総会を開会いたします。初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

(あいさつ)

局長

それでは、令和3年第4回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長

農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し、出席委員 12 名で全員

出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長

それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは議事録署名委員は、6 番 松田健 委員、7 番 樋ノ口正信 委員にお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は、5 件 6 筆 4,073 m²です。No. 1 と No. 2 は、後ほど議案の 30 ページ、日程第 8 議案第 26 号 4 月分の農用地利用集積計画書案一括方式の、No. 7 と 8 で中間管理機構を介しての契約を行うための解約です。No. 3 の 1 筆は中間管理機構を介しての契約を行うため、議案の 30 ページの No. 5 で後ほどご審議いただくための解約です。この No. 3 の照島○○の 1 筆につきましては、隣に家が建ったため、薬剤散布をすることができないので解約のみで、今後の耕作者は決まっていないと聞いております。No. 4 と 5 は今後中間管理機構を介しての契約を行うための解約です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明がありました。No. 3 の 2 筆のうち、照島○○につきましては、隣に住宅が建ったため、農薬散布ができないということで、解約するだけという報告ですが、また遊休化してしまわないように、あと借りてもらう人を探さないといけないと思うんですが。

松田委員

ここで既に作っている人がいます。市民農園の隣のところで、そら豆を向かいの人が作っています。まだ契約はしていないです。

議長

皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件につきましては、申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件につきましては、申請のとおり受理することで決定いたしました。続きまして、日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は1件2筆2,172m²です。後ほど議案の7ページの農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2でご審議いただくための解約です。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようでございますので、日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分、1件については、申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分、1件につきましては、申請のとおり受理することで決定いたしました。次に、日程第3報告議案第10号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し6件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任

3ページをお開きください。日程第3報告議案第10号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、ご説明申し上げます。

表の1筆目、羽島〇〇から4筆目、大里〇〇については、後ほど日程第4議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請において、農地として譲り渡しをするための、非農地判断の取り消しであります。

まず、上から1筆目、羽島〇〇は、総会判断日が平成26年10月30日とありますように、非農地判断をしておりますが、今回農地法第3条第1項の申請において、耕作が確認された農地となります。なお、外菌委員と福菌委員で現地確認をした結果、耕作を確認しております。

次に、上から2筆目、湊町〇〇は、総会判断日が平成26年12月25日とありますように、非農地判断しておりますが、今回農地法第3条第1項の申請において、耕作が確認された農地となります。なお、西村委員と前田委員で現地確認をした結果、耕作を確認しております。

次に、上から3筆目、大里〇〇と、上から4筆目、大里〇〇は、総会判断日が平成28年3月28日とありますように、非農地判断しておりますが、今回農地法第3条第1項の申請において、耕作が確認された農地となります。なお、松田委員と木場委員で現地確認をした結果、耕作を確認しています。

次に、上から5筆目は、総会判断日が平成28年3月28日とありますように、非農地判断しております。相続が完了し、非農地通知を発送しようと再確認したところ、非農地ではなく違反転用が判明したので、非農地を取り消して、他の違反転用指導対象になる農地と一緒に、農業委員の方へリストをお渡しする方針であります。他の違反転用については、別府〇〇と、別府〇〇です。なお、蓑手委員と久木山委員と事務局で現地確認を行い、土地の一部に家屋が建築していることを確認しています。

6番目に、総会判断日が平成28年3月28日とありますように、平成27年度3月に非農地判断しておりますが、相続が完了し、非農地通知を発送しようと確認したところ、非農地ではなく違反転用が判明したので、他にも違反転用があり、指導対象になる農地と一緒に農業委員の方へリストをお渡しする方針であります。他の違反転用については、羽島〇〇があります。非農地を取り消して、違反転用指導をしてもらうことといたします。なお、久木山委員と蓑手委員と事務局で、家屋が建築していることを確認しています。

以上6筆1,885m²、耕作中4筆765m²、現地調査結果2筆1,120m²を、耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しとします。この件につきましては、調査委員の方から説明をしていただこうと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、調査された方の報告をしてください。

久木山委員 11 番、久木山です。3 ページの蓑手さんと安藤さんについて、4 月 21 日 8 時 30 分から、私と蓑手委員、事務局の中村主任と調査をしております。28 年の総会において、非農地判断をしておりますが、実際調査したところ、両方とも宅地という形で、違反転用でございまして、非農地の取消しをしたいと考えております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。他の非農地判断を取り消す農地で、現地調査をされた委員の方々の報告が必要なところがあれば、補足で説明をしていただけたらありがたいと思います。何かございませんか。私の方から追加で報告させていただきます。2 番目の湊町○○は、耕作中ということになっておりますが、平成 26 年当時は、おそらく竹山だったと思いますが、最近になって、重機を使って伐採をして、今は更地になっておりました。ただ、耕作はまだされておらずに、地面は竹の根が沢山残っている状態でした。譲受人は、今後重機を使って、抜根をするという説明がありました。今後農地として使われるんだろうな、という思いで現地調査を終わりました。本人に対しては、また数か月後に、作物を植え付けて栽培の状態になったら確認をさせてくださいということで、お願いをしたところでした。報告させていただきます。皆様から何かございませんか。所有者に対する通知につきましては、今後どうなりますか。非農地判断を取り消しましたということについては、通知をするんですか。

中村主任 1 から 4 については、3 条との絡みがありますので、出します。5 と 6 については、違反転用ですという文面を出します。

議長 それぞれ通知を出すということです。他に皆様の方からございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、日程第 3 報告議案第 10 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し 6 件については、非農地の判断を取り消すということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしということですので、日程第 3 報告議案第 10 号耕作放棄

地に係る非農地判断の取り消し6件については、1から4につきましては非農地としての判断を取り消して農地として扱うこと、5と6につきましては違反転用ということで、今後違反転用指導の対象としていくということで、決定されました。続きまして、日程第4議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、5件全て終了後に質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第4議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は5件です。No.1についてご説明申し上げます。4ページをお願いします。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と区域外農地です。このうち⑤の1筆は区画整理中で、仮地番となっております。また、①と②は、先ほど3ページの耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しにてご審議いただきました農地です。今回の申請地5筆とも、譲受人を含めた8人の共有名義です。現在農地を管理して耕作している譲受人1人に所有権をまとめるための売買です。共有名義の持分につきましては、下の表に記載してございます。調査は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。現地調査の報告をお願いします。

松田委員

6番松田です。No.1について報告します。4月21日水曜日14時より、申請人本人立会いのもと、木場委員と私で申請のあった土地を調査いたしました。申請地については、4ページから6ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が購入して水稻や甘藷の栽培を行うことです。この申請地は、農用地区域外農地4筆と、農用地区域内農地1筆です。譲受人は現在、自家用として田を約20a、畑を約75a、合計95aほど耕作しています。労働力は1人、忙しい時は手伝いをもらうそうです。農機具等は耕耘機・ハーベスター・田植え機・モアー・草刈り機等があるとのことです。①と②の畑には甘藷、③④は現在、譲受人が耕作している水稻、⑤に関しては他の方が耕作していたのですが、購入後は譲受人が水稻を栽培することです。通作距離は約2キロ以内で、申請地は草刈り等管理されていました。調査の結果、問題ないとおもいます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。次に、No.2について事務局の説明をお願い

します。

棚町主査

7ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。譲受人には一部違反転用がございますが、後ほど27ページの非農地証明願にてご審議いただくことになっております。譲渡人は県外にお住いで、農地の管理が難しいので、近くを耕作している譲受人に売買を申し出たことでの申請になります。調査は【正】を福菌委員、【副】を外菌委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

福菌委員

農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2について、5番福菌です。4月21日申請人の代理人である行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しました。申請地は荒川地区で、位置図は資料の7、8ページをご覧ください。申請地の取得後は、果樹・サワーポメロを栽培する計画です。労働力は、常時2人ですが、後継者が今春から農業大学校に入学いたします。農機具の保有状況は、トラクター・スピードスプレイヤー・刈払機など一式保有されています。自宅からの通作距離は11.3kmですが、主力樹園地である荒川共同園の近くでもあり、問題はないと思ってまいりました。皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

9ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。この農地は先ほど3ページの耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しにて、ご審議いただきました農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、今回の申請で下限面積を超えます。道路に面していない土地なので、隣の羽島〇〇の所有者の通行承諾書も添付してございます。譲受人は、もともと妻が実家の土地で農業を営んでおり、耕耘機とトラクターは保有しておられます。隣の宅地、羽島〇〇を娘さんが今回の譲渡人から購入することになり、農地部分を譲受人が受贈することになったそうです。調査は【正】を外菌委員、【副】を福菌委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、調査委員の報告をお願いします。

外薦委員

2番外薦です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.3について、4月21日午前9時10分より代理人立会いのもと、福薦委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地の位置図は9、10ページになり、農用地区域外農地です。営農計画の概要は、芋・玉ねぎ・にんにく等を作付けされ、自家消費と知人や親戚に配ることでした。労働力は常時2人で、農機具は耕耘機と草払い機を所有されています。自宅からの通作距離は、約0.5kmで問題ないと見てまいりましたが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。なお、西側道路からの入り口に○○の田がありますが、所有者からの通行許可をもらっており、特に問題ありません。

議長

ありがとうございました。次に、No.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

11ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。この農地は先ほど3ページの耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しにて、ご審議いただきました農地です。道路に面していない土地なので、隣の湊町○○の所有者の通行承諾書も添付してございます。譲受人は所有する農地がなく、使用貸借している農地は全て耕作しておられます。調査は【正】を西村委員、【副】を前田委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.4について、4月22日（木）13時25分より申請人本人立会いのもと、前田委員と調査をしましたので報告いたします。資料の11、12ページを参照してください。申請地は、農用地区域外農地であります。受人は、1a以上の耕作者であります。申請地は、渡し人の自作地でなく、現在受け人は耕作していません。労働力の状況は、通常1人で、農繁期には家族の応援があります。農機具の保有状況は、管理機・動力噴霧器・トラクター等です。取得後の営農計画は、さつまいも・玉ねぎ等の栽培で、自宅からの通作距離は、約100mです。申請地は、繁茂した竹を切り開いた土地であるので、作付けまでの進捗状況を注視する必要があると思われます。以上、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。次に、No.5について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 13ページをお願いします。No.5についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を松田委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

木場委員 1番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.5について報告します。調査日は、4月24日午後2時より代理人の立会いのもと、松田委員と私とで調査をしてきました。場所は、資料13、14ページをご覧ください。受け人は1ha以上の耕作者であり、申請地は渡し人の自作地であります。労働力は夫婦2人です。農機具保有状況は、トラクター・田植え機・コンバイン・噴霧器・その他農機具一式あります。取得後は水稻を栽培することです。自宅からは、500m程で取得後は、十分に耕作できると認められると見てきました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 5件について事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。それでは、ただ今から1つ1つ質疑をしたいと思います。まず、4ページNo.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、次に7ページNo.2についてご質疑ございませんか。営農計画は、サワーポメロを植えるということだったですね。

福薦委員 畑の状態になっています。

議長 何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、11、12 ページのNo.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 最後のNo.5について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。No.1からNo.5について、一括してお諮りします。日程第4議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請5件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第4議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請今回は5件ですが、No.1からNo.5については申請のとおり許可することで決定いたしました。続きまして、日程第5議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件です。事務局の説明、その後、調査委員からの報告をお願いし、質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第5議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。今月は4件の申請であります。それでは、No.1について説明を申し上げます。15ページ、16ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいであります。手狭になったため、申請地を譲り受けて自宅を建築しようとするものであります。申請地は、麓区画整理事業区域内の農地で、第3種農地、第1種低層住居専用地域内の農地であります。調査委員は、【正】を西委員、【副】を川畠委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

西委員 3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1について、調査報告いたします。4月23日午後1時30分より代理人の行政書士立会いのもと、川畠委員と私が調査を実施いたしました。資料の15、16ページをご覧ください。申請地は、第3種農地で、第1種低層住居専用地域内の農地です。周囲は、東が道路、西及び南北とも

雑種地です。転用の目的は、借家住まいのため申請地を譲り受けて自宅を新築したいためです。資金調達ですが、土地代は自己資金、建築費は銀行融資で、融資証明書・残高証明書が添付されています。用水計画は道路側溝へ放流、汚水・生活排水は合併浄化槽で処理します。被害防除として、最高 0.4m 切土を行い、擁壁を設けます。周辺への対策として、建物の高さを 5.2m 程度に加減します。被害防除計画書・被害防除誓約書・仮換地指定通知書が添付されています。許可後は、7月頃に着工の予定とのことです。以上、何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次に、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任

続きまして、No.2 の説明です。17 ページ、18 ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まい、手狭になったため、申請地を譲り受けて、自宅を建築しようとするものであります。申請地は麓地区土地区画整理事業区域内の農地で、第3種農地、第1種低層住居専用地域内の農地であります。調査委員は、【正】を西委員、【副】を川畠委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

西委員

3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、調査報告いたします。4月23日午後2時より代理人の行政書士立会いのもと、川畠委員と私が調査を実施いたしました。資料の17、18ページをご覧ください。申請地は、第3種農地で、第1種低層住居専用地域内の農地です。周囲は、北が道路、東西及び南は宅地となっています。転用の目的は、借家住まいのため申請地を譲り受けて自宅を新築したいためです。資金調達としては、全額住宅ローンを利用します。用水計画は公共上水道、雨水排水は北側側溝に放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理します。周辺への措置として、駐車場部分は 0.8m 程度切土を行います。現状では、西側の擁壁が低いためブロックを積んで防除措置を取るということを確認しました。被害防除計画書・被害防除誓約書・仮換地指定通知書が添付されています。以上、何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任

続きまして、No.3の説明です。19ページ、20ページをお開きください。譲受人は申請地に太陽光発電設備施設を、事業収入を得るために、杭打ち工法による太陽光発電パネル 999mm×1650mmを80枚設置したものであります。申請地は第3種農地で、準工業地域内の農地であります。今回始末書を提出しております。平成26年9月に、農地法の許可を受けずに、太陽光発電施設を設置したものであります。なお、当時の所有者は譲受人の代表者の妹さんであり、平成29年にお亡くなりになっております。今回は、土地の取得にかかる経費のみであります。調査委員は、【正】を西村委員、【副】を前田委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3について、4月22日（木）13時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、前田委員と私が調査をしましたので報告いたします。資料は19、20ページを参照してください。申請地は、第3種農地、準工業地域内の農地です。転用目的は、太陽光設備を設置するものです。なお、この設備は、平成26年9月に設置されたもので始末書が添付されています。他に事業計画書・定款・被害防除計画書・被害防除誓約書が添付されています。周囲の農地への被害は、平置きパネルであるため日照の影響はないと考えます。排水は自然流下として、被害防除は周囲をコンクリートブロック積で土砂流出はないと考えられます。付近の状況は、東は道路、西は畑と道路、南は宅地、北は畑になっています。何ら問題ないと見てきました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次に、No.4について事務局の説明をお願いします。

中村主任

続きまして、No.4の説明です。21ページ、22ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいでの手狭になったため、申請地を親から譲り受けて、自宅を建築しようとするものであります。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内の農地であります。調査委員は、【正】を川畠委員、【副】を西委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

川畠委員

4番川畠です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4に

について調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の 21、22 ページを参照ください。4月 23 日（金）14 時 40 分より行政書士立会いのもと、西委員と私で調査を行いました。事務局より説明もありましたが、農地区分は第 3 種農地で、第 1 種中高層住居専用地域内農地です。申請人は、現在借家住まい手狭になつたため、親より申請地を譲り受けて自宅を建築したいとのことです。地目は田ですが、形質変更届出済で、現在は畠として使用されています。面積は、937 m²あります、今回分筆して 499 m²を宅地として使用されます。現地の状況ですが、東側は田、西側は宅地、南側は畠、北側は里道と水路です。建築予定の建物は平屋建てで、用水は公共上水道、雨水は溜柵に集水し北側水路に放流、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側水路に放流する計画です。土砂流出につきましても東側・北側は土留壁が設置されており、南側・西側には今回コンクリートブロック積を施工する計画です。被害防除計画書及び誓約書が提出されております。資金は、銀行融資で融資証明書が提出されており、申請許可後、6月には着工したいとのことでした。他に、土地測量図が提出されております。私どもの調査では何ら問題ないと判断いたしましたが、皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。以上 4 件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、15 ページの No. 1 についてご質疑を受けたいと思います。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特ないようでございます。次に 17 ページの No. 2 についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特ないようでございます。次に 19 ページの No. 3 について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特ないようでございます。最後の 21 ページの No. 4 についてご質疑ございませんか。私の方から質問させてください。地番がまだ〇〇の一部ということになっていますが、まだ分筆されていないんですね。新しい地番は、まだふっていなくてかね。

中村主任 事務局です。川内の法務局に地番を申請してあり、地番が変わり次第報告がくることになっております。

議長 ということで、ほぼ分筆の手続きが近いうちに完了するということです。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第5議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回4件ですが、全て申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、申請のとおり許可することで決定しました。ありがとうございます。続きまして日程第6議案第24号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は3件あるようでございます。全て私どもの違反転用にかかる指導対象農地であるため、委員による現地調査は実施しておりません。事務局の説明を受けた後に質疑に入りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第6議案第24号非農地証明願であります。今月の申請は3件であります。No.1について、説明をさせていただきます。23ページ・24ページをお開きください。申請地は、田2筆で、第2種農地であります。平成8年に相続した時点で、既に農地ではなく、砂利等で埋められたままになっており、現在一部は駐車場等として活用しているとのことです。農地としては現在も使っておらず、2筆とも農業委員会側が確認しております。今回は委員による現地調査は行っておりません。申請地は、農地として20年以上使っていない状況であり、今後も、農地としての活用は難しいと考えております。

議長 次に、No.2について説明をお願いします。

中村主任 次に、No.2についてであります。25ページ・26ページをお開きください。申請地は、田2筆であります。平成8年以前にこれまでの大畠等で農地は土砂等で埋められており、自宅の別府○○と、借家を別府○○に建築する際、宅地の一部及び隣接の土地との境界等となって

現在に至っています。農地としては現在も使ってはおらず、2筆とも農業委員会側が確認しており、今回は委員による現地調査は行っておりません。申請地は、農地として20年以上使っていない状況であり、今後も農地としての活用は難しいと考えております。

議長

続いて、No.3について説明をお願いします。

中村主任

続いて、No.3についてであります。27ページ・28ページをお開きください。申請地は、平成12年頃に農業用倉庫として建築し、農機具や収穫物を保管するための倉庫として利用している状況であります。始末書にもあるように、当初は200m²未満の農業用施設であり、農地法所定の許可不要でしたが、農業用施設の建築後、耕作面積を拡大したことで、当初より多くの収穫物を保管するようになったため、倉庫を増築し地面もコンクリートで舗装してしまい、未許可で転用してしまったとのお詫びを記載してございます。現在も農業用倉庫と農機具や収穫物を保管するための倉庫として利用している状況であります。農地としては、使ってはおらず、農業委員会側が確認しており、今回は委員による現地調査は行っておりません。申請地は、農地として20年以上使っていない状況であり、今後も農地としての活用は難しいと考えております。

議長

ありがとうございます。今回は3件あります、農業委員の方でいずれも違反転用として確認している農地であります。まず、No.1について何かご質疑ございませんか。農地利用状況調査で現地を見られた委員の方は、補足で説明はございませんか。見た感じは平坦で支障はないような感じもするんですけど、砂利を入れて農地に復元はできないということです。結構面積も大きいんですけど、大丈夫ですか。

久木山委員

実際は、違反転用ですよね。年数は過ぎていても、始末書を取るべきではないですか。

議長

親の世代にされたそうです。

久木山委員

相続はされておっても、こういうことがまかり通って、勝手に埋められたら非農地証明願で済んでしまうとなると、今後はやはりNo.3の〇〇さんのように始末書を取った方がいいのかなと思います。

議長

いかがですか。何か月か前の総会で、議論したことがあります。本人の世代で違反をした場合は始末書を取り、親の世代で違反になった分を相続した方は、酷かなということで、始末書は取らないというこ

とにしたんですけど、どんなものでしょうかね。

木場委員

私と松田委員とで、申請人のところに行ったんですけど、相当私達も怒られましたけど、よそに出て行って、親を見るために帰ってきて、自分に相続させられて、税金等は雑種地で払っている。その上、何を言いに来たのと言って、事務局が市来庁舎に移って、近くになりましたと伝えました。しかし、法務局には行ってもらわないといけないと言ったら、少しは安くなるのですかと。手続きにお金がかかりますと伝えると、行くとも行かないとも言わせませんでした。でも、ここに申請が上がってきていって、行ってくださったんだと思いました。相続させられたばかりに、他にもいっぱいあると苦情を聞きかたでした。

議長

こういう案件が、後ほどその他の違反転用指導のことで、上がってきます。これからも、こういう事例が沢山出ると思います。これから新たに違反転用が確認されたものについては、それを徹底的に指導して、手続きさせるようにするんですが、過去にこういう状態になったものについては、違反転用の状態をなくすというのが1つの目的ですので、地権者が手続きし易いような状態で、我々も指導した方がいいのではないかと思います。ご自身が違反転用をした場合には、始末書を付けていただいて、間違いであったと認識をしていただくということで、今後もいくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、No.2について何かご質疑ございませんか。これは、私が調査をして確認したんですけど、農地利用状況調査ではなくて、貸したい意向調査の時に、農地台帳のコピーを持って行ったら、違反転用というのが台帳に載っていました。あなたの家は違反転用が2筆ありますが、知っていたんですかと、子どもの世代になっているもんですから、本人の認識はあまりなくて、指摘をされて初めて違反転用だと知って、今回手続きをしたところです。ここは、住宅が建っており、後から気づいたような状態で、とても変な形の土地になっております。そういう状態の違反転用でした。

それでは、27ページNo.3について、ご質疑ございませんか。この申請人は、以前〇〇をしておられたということで、本人も相当自覚があって、始末書が出されているところです。本来なら、指摘をされないうちに、自ら手続きすべきだったんですけど、始末書が添付されています。なかなか言いにくかったのかもしれないですよね。特にご質疑ございませんか。それではお諮りします。日程第6議案第24号

非農地証明願今回3件につきましては、申請のとおり証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第24号非農地証明願3件につきましては、申請の通り非農地証明書を発出することで決定いたしました。ありがとうございます。続きまして、日程第7議案第25号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

29ページをお願いします。日程第7議案第25号4月分の農用地利用集積計画書案は、3件5筆2,679m²で新規1件、継続2件の申請です。1番と2番は、父親が経営移譲年金を受給しておられる後継者です。所有農地はございませんが、使用貸借している農地は、全て耕作しています。3番の借り人は、所有している農地を全て耕作しておられます。この農地は、平成25年に農用地利用集積円滑化団体時代に、農政課の中山間事業で羽島〇〇が借り受けた耕作でしたが、契約が切れたことに気づかず、地域で継続して耕作をしており、貸し人の方から早期に契約をしてほしいとお申し出があり、今回の利用権設定を行っております。

議長

はい、ありがとうございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではお諮りします。日程第7議案第25号農用地利用集積計画書案3件5筆については、報告のあったとおりの内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、日程第7議案第25号農用地利用集積計画3件については、申請のとおりの内容で決定されました。続きまして、日程第8議案第26号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関

連する委員、今回は〇〇が入っていますので、〇〇委員はしばらく退席をお願いします。

(退席後) それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

30～31 ページをお願いします。日程第8議案第 26 号4月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 15 件 17 筆 11,086 m²です。所有農地のある借り人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸し人の方で、（ ）書きの方は亡くなっている方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載しています。今回 1 ページで合意解約をした農地 3 筆を含む、全てが中間管理事業での全く初めての貸借契約です。

議長

ただ今、事務局の説明がございました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは特ないようでございますので、お諮りします。日程第8議案第 26 号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、報告のあったとおりの内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第8議案第 26 号農用地利用集積計画 15 件につきましては、報告のあったとおりの内容で決定いたしました。ありがとうございます。〇〇委員は、自席へお戻りください。以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員